

## 北中城村地域包括支援センター

### 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント重要事項説明書

当事業所はご契約者に対して介護予防支援・介護予防ケアマネジメントを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

当サービスの利用は、「事業対象者」「要支援1」「要支援2」と認定された方が対象となります。

#### 1. 事業者

(1) 団体名	北中城村
(2) 団体所在地	沖縄県中頭郡北中城村字喜舎場426番地2
(3) 電話番号	098-935-2233
(4) 代表者氏名	北中城村長 比嘉 孝則

#### 2. 事業所の概要

事業所の名称	北中城村地域包括支援センター
介護保険の指定事業所番号	4702500036
事業所の所在地 (連絡先)	沖縄県中頭郡北中城村字喜舎場426番地2 電話：098-935-5922 FAX：098-935-5899
管理者氏名	北中城村役場 福祉課長 安次富 規昭
開設年月	平成20年4月1日
指定年月日	平成20年4月1日
サービス提供地域	沖縄県中頭郡北中城村全域
第三者評価の実施	有 • <input checked="" type="radio"/> 無 直近の年月日： 実施した評価機関： 評価結果の開示状況：

### 3. 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日 ただし、国民の祝日・休日、慰霊の日 12月29日～1月3日までを除く
営業時間	8：30～ 17：15 (昼食時間 12:00～13:00 は除く)

### 4. 事業の目的及び運営方針

事業の目的	利用者に対し、要介護状態の予防と、可能な限り居宅において、利用者が尊厳を保持し、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むため、また、要支援状態の軽減若しくは悪化を防止するために必要な介護予防サービス等が適切に利用できるよう、利用者の選択に基づいて介護予防サービス・支援計画書を作成するとともに、当該計画に基づいて適切な介護予防サービス等の提供が確保されるよう、介護予防サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行う。
運営方針	①利用者的心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限り居宅において、自立した日常生活を営むことのできるように配慮して行います。 ②利用者的心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。 ③利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される介護予防サービス等が特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者に不当に偏することのないよう、公立中世に行います。 ④事業の運営にあたっては、北中城村、地域包括支援センター、指定居宅介護支援事業所、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組みを行う者等との連携に努めます。

### 5. 職員の体制

当事業所では、ご契約者に対して介護予防支援を提供する職員として、以下の職種の職員を配置

しています。

#### 所属する担当職員の人数・構成（令和7年4月1日現在）

	保健師	社会福祉士	主任介護支援 専門員	介護支援 専門員	その他の職員 (看護師等)
専従	1人	1人	0人	1人	2人
兼務	1人	1人	0人	0人	1人

### 6. 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの内容及び利用料

#### (1) 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの内容

- ①介護予防サービス・支援計画書の作成
- ②介護予防サービス・支援計画書実施状況の把握（モニタリング）、評価
- ③介護予防サービス事業者との連絡調整
- ④給付管理
- ⑤相談業務

#### (2) 利用料

- ・介護予防支援に関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、ご契約者の自己負担はありません。
- ・但し、ご契約者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料に相当する給付を受領することができない場合は、利用者負担が発生する場合もあります。

介護予防支援費	4,420円
介護予防ケアマネジメント費	
初回加算	3,000円
委託連携加算	3,000円

### 7. サービスの内容等に関する事項

#### (1) 事故発生時の対応

- ・担当職員は、利用者に対する介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供により事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族及び北中城村、沖縄県介護保険広域連合等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告します。
- ・事故の状況及び事故に際して採った処置について記録します。
- ・利用者に対する介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

## (2) 秘密の保持と個人情報の保護について

担当職員その他の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしません。なお、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ個人情報利用同意書により得ます。

## (3) 居宅介護支援事業所への委託

厚生労働省令に基づき、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの一部を居宅介護支援事業所に委託することができます。一部委託を行う場合は、下記のとおりとなります。

北中城村地域包括支援センター	居宅介護支援事業所
<ul style="list-style-type: none"><li>○利用申し込みの受付</li><li>○契約の締結</li><li>サービス担当者会議への参加 生活状況の把握 サービス利用についての評価 等 地域包括支援センターでは、 担当ケアマネと連絡をとりあ りながら、よりよいサービス 提供のお手伝いをします</li><li>○介護報酬の請求</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>○アセスメントの実施</li><li>○介護予防サービス・支援計画原案の作成</li><li>○サービス担当者会議の開催</li><li>○介護予防サービス・支援計画原案の 説明、同意</li><li>○介護予防サービス・支援計画書の交付</li><li>○モニタリング</li><li>○評価</li><li>○給付管理業務</li><li>○日常の利用者、サービス提供事業者との 連絡・調整</li></ul>

- ・利用者が要支援者等である場合は、利用者の同意を得たうえで、利用者に提供する指定介護予防支援等業務の一部を指定居宅介護支援事業所に委託することができるものとしま  
す。
- ・利用者は、委託した指定居宅介護支援事業所の変更を申し出ができるものとしま  
す。

## 8. 入院時の対応

利用者が入院する必要が生じた場合には、入院医療機関等に担当職員の氏名や連絡先を伝えてください。

## 9. 苦情相談

苦情・相談窓口の名称・連絡先・対応時間

	名称	電話番号	対応時間
事業所に設置された窓口	北中城村 地域包括支援センター	098-935-5922	8:30~17:15 (土日祝日を除く)
外部に設置された窓口	北中城村役場 福祉課 高齢者福祉係	098-935-2233 098-935-2263	8:30~17:15 (土日祝日を除く)
	沖縄県介護保険広域連合 計画推進課 計画推進係	098-911-7501	8:30~17:15 (土日祝日を除く)
	沖縄県国民健康保険団体連合会 介護苦情相談室	098-860-9026	8:30~17:00 (土日祝日を除く)

## 10. 虐待の防止について

利用者の権利擁護、虐待の防止に必要な体制整備を行うとともに、担当職員に対し、研修を実施するための措置を講じます。虐待の発生又はその再発を防止し、以下の処置を講じます。

- ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会を設置します。
- ② 虐待防止適正化のための指針を整備します。
- ③ 担当職員に対し、虐待の防止の適正化のための研修を定期的に実施します。
- ④ 上記措置を適切に実施するための担当者を設置します。

## 11. 業務継続計画策定

感染症や非常災害の発生時に、利用者に対し事業の提供を継続的に実施するために次の措置を講じます。

- ① 業務継続計画を作成する。
- ② 従事者に対する業務継続計画の研修・訓練を定期的（年1回以上）に実施する。
- ③ 定期的な業務継続計画の見直し及び変更を行う。

## 12.その他

本重要事項説明書の記載内容に変更があった場合には、変更同意書を作成いたします。ただし、軽易な変更の場合には、その内容を通知し、職員による説明により代えさせていただきます。

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供開始に際し、本書面に基づき重要項の説明を行いました。

年 月 日

事業所名 北中城村地域包括支援センター

説明者氏名 \_\_\_\_\_ 印

私は、指定介護予防支援等の提供開始にあたり、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受けました。

利用者住所

利用者氏名 印

代理人住所

代理人氏名 印

この重要事項説明書は、厚生労働省令第37号（平成18年3月14日）第4条の規定に基づき、利用申込者またはその家族への重要事項説明のために作成したものです。